

農 業 災 害 補 償 制 度 の 概 要

平成 1 9 年10月

食料・農業・農村基本法における農業共済

- (1) 農業災害補償制度は、自然災害、病虫害等の農業災害によって受ける損失を保険の仕組みにより補てんすることにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としており、昭和22年に農業保険制度（昭和13年）と家畜保険制度（昭和4年）を統合し、設立された。
- (2) 食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画において、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度の適切な運用を図ることとされており、今後とも、農業災害補償制度は、農業の持続的な発展に関する施策として重要な施策の一つである。

○農業災害補償法（抄）

〔目的〕

第1条 農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。

○食料・農業・農村基本法(抄)

第2章 基本的施策

第3節 農業の持続的な発展に関する施策

（農業災害による損失の補てん）

第31条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 行政機関及び団体

（団体の再編整備）

第38条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

○食料・農業・農村基本計画（抄） 平成17年3月25日閣議決定

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 農業の持続的な発展に関する施策

（4）経営安定対策の確立

ウ 農業災害による損失の補てん

農業災害の発生時における損失の合理的な補てんが行われるよう、農業災害補償制度の適切な運用を図る。また、品目横断的政策の導入や品目別政策の見直しと合わせて、これらの政策との役割分担を整理し、この結果を踏まえて制度の在り方を見直す。

4 団体の再編整備に関する施策

食料、農業及び農村に関する団体（農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）については、これらの団体に関連する食料、農業及び農村に関する諸制度の在り方の見直しと併せて、効率的な再編整備や体制の見直しを行う。

また、特に担い手の育成・確保に向けた施策の効率的実施や農業者の利便性の向上の観点から、役員から現場の最前線の職員までの意識改革を促すとともに、これら団体や関係機関相互における、担い手育成支援窓口の一元化や共同事務局化等を推進する。

さらに、地域の関係者が一体となった取組を促進するため、地域のニーズに応じ、農業協同組合と森林組合、漁業協同組合との事業の共同実施なども含め、団体間の連携を促進する方策について検討する。

農業災害補償制度の概要

(1) 共済事業の種類

- ・ 農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設の各共済事業を実施する。

○ 事業の種類

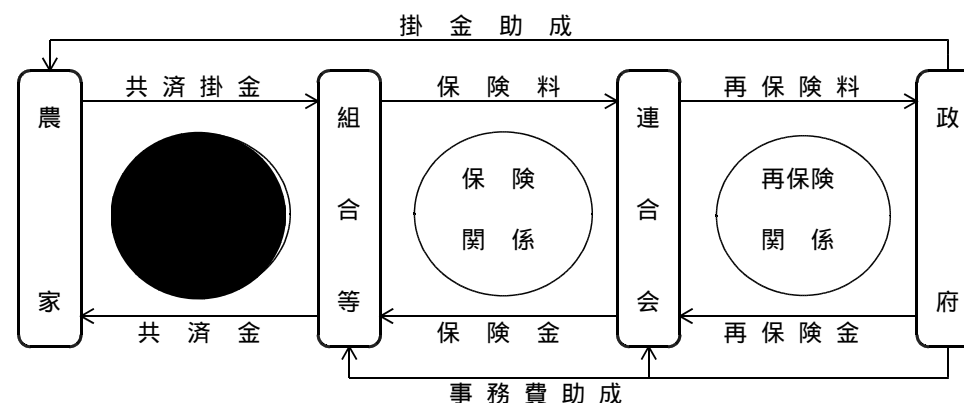
事業の種類	共済目的（制度の対象となっている作目）
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、種豚、肉豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）

- （注）１．果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済がある。
- ２．指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず及びはるみをいう。

(2) 機構

- ・ 保険の仕組みを利用して被災農家の損失を補てん。
- ・ 農業共済組合（又は市町村）、農業共済組合連合会、政府の三段階で危険を分散。
- ・ 農家が支払う共済掛金及び農業共済団体等の事務費の一部を国が負担。

○ 農業災害補償制度の機構



（注）地域の意向により二段階制（特定組合 - 政府）での実施も可能

(3) 補てんの仕組み

収量補償方式（一筆単位方式、半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式）のほか、農家ごとの販売量及び生産金額を出荷団体の資料により確実に把握できる品目については、災害収入共済方式を実施している。

収量補償方式

災害のために収量が減少した場合、収量の減少に対して補てん。

災害収入共済方式

災害による減収又は品質の低下により収入が減少した場合、収入の減少に対して補てん。

○ 引受方式の説明（農作物共済の場合）

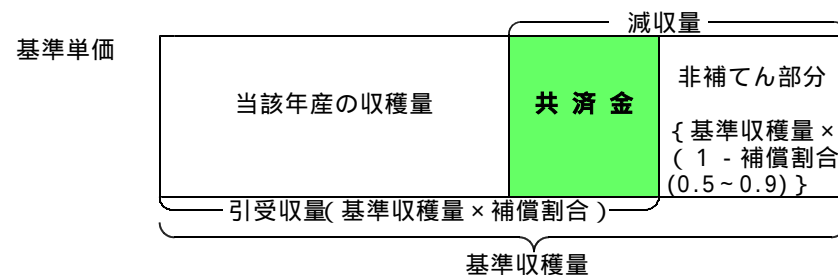
引受方式	内 容
一筆単位方式	耕地一筆ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその耕地の基準収穫量の3・4・5割を超えるときに共済金を支払う。
半相殺農家単位方式	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）の2・3・4割を超えるときに共済金を支払う。
全相殺農家単位方式	農家の減収量（その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその農家の基準収穫量の1・2・3割を超えるときに共済金を支払う。
災害収入共済方式（品質方式）	農家ごとに農作物の減収又は品質の低下がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の9・8・7割に達しないときに共済金を支払う。

- （注）・「基準収穫量」とは、いわゆる平年収穫量のこと、組合等が耕地ごとに設定する。
 ・「基準生産金額」とは、いわゆる平年的な生産金額で、過去5か年の出荷資料等を基礎として組合等が農家ごとに設定する。
 ・各引受方式の支払開始損害割合（補償割合）は、共済規程等で定めるものの中から農家が選択。

○ 補てん（共済金支払）の仕組み（農作物共済の場合）

・収量補償方式

当該年産の収穫量 < 引受収量のとき、色つき部分が共済金として支払われる。



(4) 加入方法

- ・ 農作物共済は、水稻、陸稲及び麦ごとの耕作面積が一定規模以上の者は、当然に加入することとなっている。
その他の共済事業の加入は、農家の選択に委ねられている。
- ・ 引受方式は、組合等が共済規程等で定めたものの中から農家が選択するのが基本。

○ 主な引受方式

事業の種類	加入方法	引 受 方 式
農 作 物 共 済	当然加入	一筆単位方式
		半相殺農家単位方式
		全相殺農家単位方式
		災害収入共済方式（品質方式）
家 畜 共 済	任意加入	包括共済
		特定包括共済（肉豚）
		個別共済（種雄牛・種雄馬）
果 樹 共 済	任意加入	樹園地単位方式（減収総合方式、特定危険方式）
		半相殺農家単位方式（減収総合方式、特定危険方式）
		全相殺農家単位方式（減収総合方式、品質方式）
		災害収入共済方式
畑 作 物 共 済	任意加入	一筆単位方式（大豆）
		半相殺農家単位方式
		全相殺農家単位方式
		災害収入共済方式（茶）
園芸施設共済	任意加入	園芸施設 1 棟ごと

○ 農作物共済の当然加入基準

水稻、陸稲及び麦ごとの耕作面積が、次の表の範囲内で都道府県知事が定める面積以上の者は、当然に加入することとなっている。

適用地域	水 稻	陸稲	麦
都 府 県	2 0 a ～ 4 0 a	1 0 a ～ 3 0 a	1 0 a ～ 3 0 a
北 海 道	3 0 a ～ 1 ha	3 0 a ～ 1 ha	4 0 a ～ 1 ha

農業共済事業の運営状況

1 農業共済事業の事業実績

(1) 平成18年産(家畜・園芸施設共済は年度)の引受状況

- 各事業を通じての延べ加入農家数は、259万戸。
- 引受率は、一定規模以上の農家が当然に加入することとなっている水稻・麦については比較的高位であり、畑作物及び園芸施設ではおおむね5割であるが、果樹では25%と低位である。
- 共済金額の総額は2兆8,192億円で、そのうち農作物共済が49%、家畜共済が26%。
- 共済掛金の総額は1,314億円で、そのうち約5割を国庫負担。

(2) 共済金額の推移

- 共済金額の総額は、近年、農作物共済の共済金額が減少したと等からやや減少傾向にある。

○農業共済事業の引受実績(平成18年産(家畜・園芸施設共済は年度))

事業名	引受戸数	引受数量	引受率	共済金額	共済掛金
	千戸	千ha、千頭、千箱	%	億円	億円
農作物共済	2,064	1,765		13,929	464
水稻	1,985	1,527	90.7	12,787	326
陸稲	1	0.3	5.2	1	0.1
麦	78	237	87.3	1,141	138
家畜共済	96	6,352		7,245	644
乳用牛等	23	2,305	90.0	3,181	410
肉用牛等	69	2,354	69.9	3,589	198
馬	3	23	57.7	237	10
種豚	1	182	25.0	96	8
肉豚	1	1,488	19.2	143	18
果樹共済	90	45		1,066	56
収穫	86	44	24.5	992	55
樹体	4	1	2.6	73	1
畑作物共済	90			1,389	88
農作物	89	221	57.1	1,383	90
蚕繭	1	12	59.7	5	0.1
園芸施設共済	249	26	48.2	4,563	62
合計	2,589			28,192	1,314

(注) 引受率は、面積、頭数又は箱数によるものである。

○農業共済事業の共済金額の推移

(単位:億円)

事業名	年産	昭和	平成				
		60	元	10	16	17	18
農作物共済		23,283	19,420	16,359	13,854	14,034	13,929
水稻		22,098	18,094	15,635	12,829	12,951	12,787
陸稲		30	19	3	1	1	1
麦		1,156	1,306	722	1,024	1,082	1,141
家畜共済		6,626	8,201	7,487	7,604	7,291	7,245
乳用牛等		2,850	3,195	3,109	3,308	3,234	3,181
肉用牛等		3,096	4,067	3,654	3,685	3,565	3,589
馬		323	453	488	360	251	237
種豚		150	134	78	95	91	96
肉豚		208	352	158	157	150	143
果樹共済		1,272	1,236	1,410	1,143	1,076	1,066
収穫		1,154	1,145	1,327	1,064	999	992
樹体		118	91	83	79	77	73
畑作物共済		1,891	1,615	1,335	1,371	1,361	1,389
農作物		1,324	1,296	1,314	1,363	1,354	1,383
蚕繭		567	319	21	7	7	5
園芸施設共済		2,536	3,124	4,260	4,594	4,618	4,563
合計		35,609	33,595	30,852	28,566	28,381	28,192

- (注) 1. 家畜共済及び園芸施設共済は、年度の数値である。
2. 蚕繭共済は、平成11年産から畑作物共済に統合された。

(3) 共済掛金の状況

- 共済掛金の総額 1 , 3 1 6 億円のうち、農家負担額は 6 5 9 億円、国庫負担額は 6 5 7 億円で、平均国庫負担割合は 4 9 . 9 % である。

農家負担共済掛金の全国平均

水 稻	10 a 当たり	1 , 0 6 6 円
麦	"	2 , 6 9 6 円
乳用牛等.....	1 頭当たり	8 , 9 8 2 円
肉用牛等.....	"	4 , 4 1 4 円
肉 豚	"	7 1 7 円
果樹(収穫).....	10 a 当たり	6 , 2 6 2 円
畑作物(農作物)...	"	1 , 8 3 2 円
園芸施設	1 棟当たり	4 , 1 7 7 円

○ 共済掛金の状況(平成18年産(家畜・園芸施設共済は年度))

事業名	総額	国庫負担	農家負担	1戸平均	10a、1頭、 1棟平均
	百万円	百万円	百万円	円	円
農作物共済	46,429	23,735	22,694		
水稻	32,574	16,287	16,288	8,205	1,066
陸稻	12	6	6	8,014	2,877
麦	13,843	7,442	6,401	82,142	2,696
家畜共済	64,363	31,103	33,260		
乳用牛等	40,992	20,284	20,708	911,930	8,982
肉用牛等	19,789	9,398	10,391	150,830	4,414
馬	1,023	408	615	236,392	26,325
種豚	781	302	479	387,576	2,629
肉豚	1,778	711	1,067	1,768,952	717
果樹共済	5,596	2,798	2,798		
収穫	5,518	2,759	2,759	32,038	6,262
樹体	78	39	39	9,825	2,998
畑作物共済	9,006	4,953	4,054		
農作物	8,994	4,947	4,048	45,512	1,832
蚕繭	12	6	6	5,467	490
園芸施設共済	6,166	3,080	3,086	16,992	4,177
合計	131,561	65,669	65,892		

園芸施設共済の農家負担1戸平均と農家負担1棟平均は未確定のため17年度の数値を使用

○ 共済掛金の国庫負担割合

事業	負担割合
農作物共済	水稻・陸稻..... 5 0 %
	麦.....超過累進方式
	基準共済掛金率の 3 %以下の部分..... 5 0 %
	基準共済掛金率の 3 %を超える部分... 5 5 %
家畜共済	5 0 % (ただし、豚は4 0 %)
果樹共済	5 0 %
畑作物共済	5 5 % (ただし、蚕繭は5 0 %)
園芸施設共済	5 0 %

(4) 共済金の支払状況

- ・ 農業共済事業は、自然災害、病虫害等の農業災害によって受ける損失の補てんを対象としているため、共済金の支払額は、自然災害等の多寡により変動する。
- ・ 平成5年の大冷害の際に、水稻を中心に約5,500億円の共済金を支払った。また、平成15年は水稻について約990億円の共済金を支払い、災害による損失を補てんすることにより、農家の経営安定に寄与した。

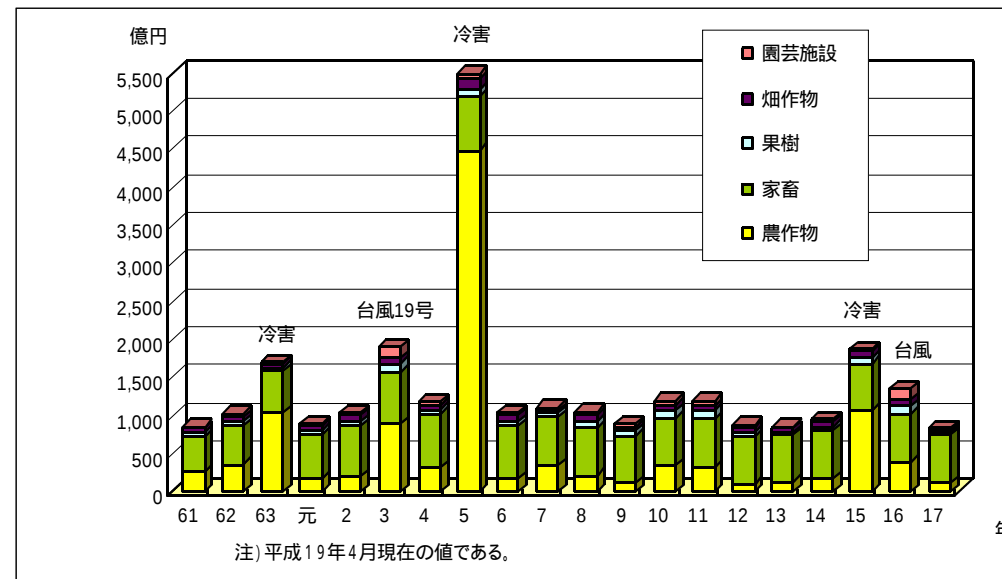
(参考1) 平成5年及び平成15年産水稻の共済金支払状況

- ・ 平成5年支払共済金 : 4,394億円
- ・ 平成15年支払共済金 : 990億円

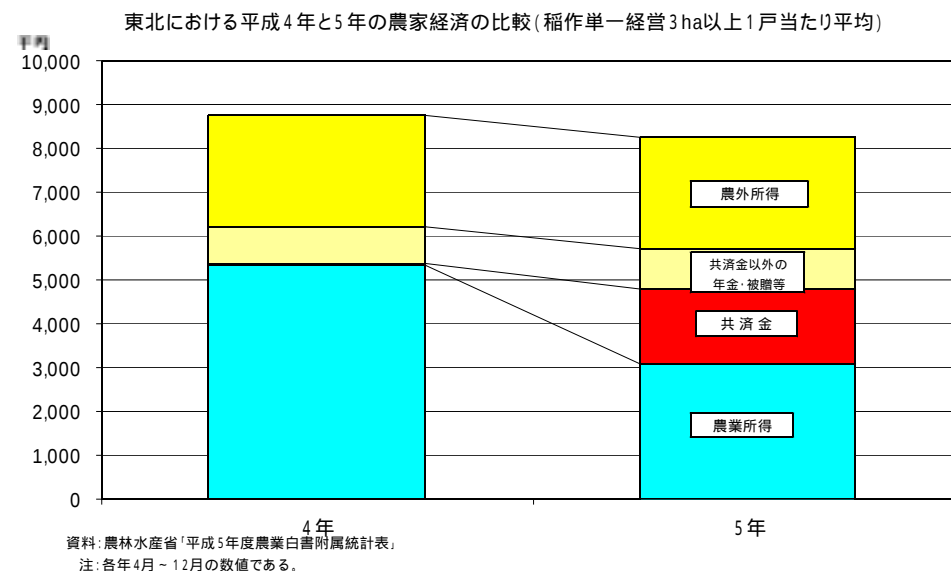
(参考2) 東北における平成4年と5年の農業経済の比較

- ・ 平成5年の大冷害の際には、特に共済金により農家総所得が相当程度確保されている。

○ 共済金の支払状況



○ 東北における平成4年と5年の農業経済の比較(稲作単一経営3ha以上1戸当たり平均)



2 農業共済団体の組織

(1) 組合等数の推移

- 昭和45年から組合等の合併が進められており、昭和40年の3,707組合等から平成19年は283組合等と、10分の1弱に減少している。

○ 組合等数の推移

年度	昭和			平成						
	40	50	60	元	10	15	16	17	18	19
共済組合	2,835	1,309	769	599	335	221	216	215	215	207
一部事務 組合等	872	1,177	864	472	210	91	78	79	79	76
計	3,707	2,486	1,633	1,071	545	312	294	294	294	283
推移(40年を 100とした場合)	100	67	44	29	15	8	8	8	8	8

(注) 各年4月1日現在の数値である。

(2) 職員数の推移

- 組合等の事務の合理化努力により、農業共済団体の職員数は、昭和40年度の約2万2千人から平成18年度には9千人弱と約4割に減少している。

○ 農業共済団体の職員数の推移

(単位: 人)

年度					指数 (昭和40年度 = 100)
		職員数	農業共済 組合連合会	農業共済 組合等	
昭和	40	22,050	2,406	19,644	100
	50	18,619	2,091	16,528	84
	60	15,399	1,995	13,404	70
平成	元	14,118	1,845	12,273	64
	10	10,644	1,501	9,143	48
	14	9,407	1,357	8,050	43
	15	9,205	1,357	7,848	42
	16	9,034	1,293	7,741	41
	17	9,003	1,282	7,721	41
	18	8,883	1,271	7,612	40

(3) 農業共済団体の財務状況

- ・ 農業共済団体の共済（保険）収支は、共済金（保険金）支払額の毎年の変動はあるが、近年は、平成 1 5 年度の東北地方を中心とした冷害等はあったものの、概ね均衡している。

この結果、農業共済団体の積立金は、近年概ね横ばいで推移し、農作物共済事業の平成 1 7 年度末積立金残高は 2 , 1 6 8 億円となっている。

- ・ 農業共済団体における積立金は、共済金（保険金）支払に不足が生じる場合のほか、被害率を低減させることに資する損害防止活動や、一部の優良農家に対し農家が負担した掛金の一部について特別に無事戻し（ ）を行う場合などに取り崩すものである。
（ ）過去 3 事業年度にわたり、共済事故がなく共済金の支払を受けていないなどの農家を対象として、農家が支払った共済掛金の 2 分の 1 を限度として払い戻すこと。

○ 農業共済団体（農作物共済事業）の積立金残高の推移

(単位 : 億円)

年 度	13	14	15	16	17
農作物共済事業に係る積立金	2,235	2,284	2,094	2,104	2,168
不足金てん補準備金	779	784	712	680	693
特 別 積 立 金	1,455	1,500	1,382	1,423	1,474

注 : 単位未満は切捨て

3 農業共済関係予算の推移

- 農業共済関係予算総額は、引受実績等を反映し近年減少傾向にある。
- 特に、平成19年度の共済掛金国庫負担金については、畑作物共済及び果樹共済の料率改定を織り込むとともに、農作物共済及び畑作物共済の品目横断的経営安定対策の導入に伴う補償単価の引下げ、畑作物共済及び果樹共済の共済目的等の追加（そば、はるみ）等を反映した所要額となっている。
- 平成18年度の事務費負担金は三位一体改革の一環として、本負担金のうちの市町村営分（55億円）を市町村に税源移譲したこと等から、予算額が465億円（対前年度58億円減）となったものである。

○ 農業共済関係予算の推移

(単位: 百万円)

事 項 別	昭和60	平成元	10	15	16	17	18	19
(項)農林水産省	4	4	4	4	4	4	5	5
(項)農業保険費	157,548	138,229	139,784	122,607	120,184	122,004	117,744	112,550
(1)団体事務費負担金及び補助金	54,714	55,001	54,886	53,915	53,305	53,004	46,976	46,631
事務費負担金	54,141	54,141	54,141	52,941	52,641	52,341	46,492	46,225
特別事務費補助金	573	860	745	243	149	150	95	102
運営基盤強化対策費補助金	-	-	-	731	515	512	389	304
(2)再保険特別会計へ繰入	102,833	83,228	83,394	68,692	66,879	69,000	70,768	65,919
(うち共済掛金国庫負担金等)	101,261	81,896	81,861	67,370	65,616	67,745	69,605	64,803
基金勘定へ繰入	500	100	-	-	-	-	-	-
農業勘定へ繰入	67,397	47,670	39,646	28,426	26,652	27,930	28,794	24,363
(共済掛金国庫負担金)	66,113	46,986	39,164	28,201	26,652	27,930	28,794	24,363
うち 水 稲	46,205	31,474	28,037	16,051	14,872	15,679	16,901	15,828
麦	11,726	9,737	5,641	6,511	6,464	7,205	6,828	3,686
畑 作 物	6,388	4,946	5,426	5,619	5,297	5,026	5,045	4,830
(水稻病虫害防止費補助金)	1,284	684	482	225	-	-	-	-
家畜勘定へ繰入	26,367	27,475	33,403	32,002	32,474	33,099	34,085	33,554
(共済掛金国庫負担金)	25,684	26,790	32,584	31,248	31,692	32,289	33,386	32,841
(家畜共済損害防止事業交付金)	683	685	819	754	782	810	699	713
果樹勘定へ繰入	5,326	4,393	5,055	3,931	3,430	3,609	3,478	3,480
園芸施設勘定へ繰入	2,170	2,358	3,757	3,012	3,059	3,107	3,249	3,407
業務勘定へ繰入	1,072	1,232	1,532	1,322	1,263	1,255	1,163	1,116
(3)支払財源不足金借入金利子繰入	-	-	-	-	-	-	-	-
(項)農業経営対策費	50	32	16	-	-	-	-	-
合 計 A	157,601	138,265	139,804	122,611	120,188	122,008	117,749	112,554
公 共 事 業 費	1,066,337	1,019,705	1,337,202	1,098,813	1,051,369	976,652	924,828	875,317
非 公 共 事 業 費 B	1,876,313	1,521,720	1,618,045	1,663,243	1,717,749	1,683,713	1,561,047	1,544,784
農林水産予算(一般会計)合計 C	2,942,649	2,541,424	2,955,247	2,762,055	2,769,117	2,660,365	2,485,875	2,420,101
A / B (%)	8.4	9.1	8.6	7.4	7.0	7.2	7.5	7.3
A / C (%)	5.4	5.4	4.7	4.4	4.3	4.6	4.7	4.7

(注)平成12年度に、(項)農業振興費から(項)農業経営対策費に組み替えした。

農業災害補償制度を取り巻く最近の情勢

1. 品目横断的経営安定対策導入に伴う農業共済の対応

・ 農災制度の共済金と品目横断的経営安定対策のうち収入減少影響緩和交付金との関係については、重複が生じないように調整（この交付金については、農業災害補償制度への加入・未加入にかかわらず、最高補償割合の共済金相当額を算定し同対策補てん金から控除するという方法で算出）

・ 農業共済に加入していない場合には十分な補償が得られず、農家経営の安定に支障を来す場合が生じるおそれがあり、両制度に加入してはじめて対象となる担い手の経営安定が図られるもの。

農業共済の加入推進について、改めて、周知徹底することが重要。

* 品目横断的経営安定対策対象品目

水稻、麦、でん粉原料用ばれいしょ、大豆、てん菜

2. 規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申に対する対応

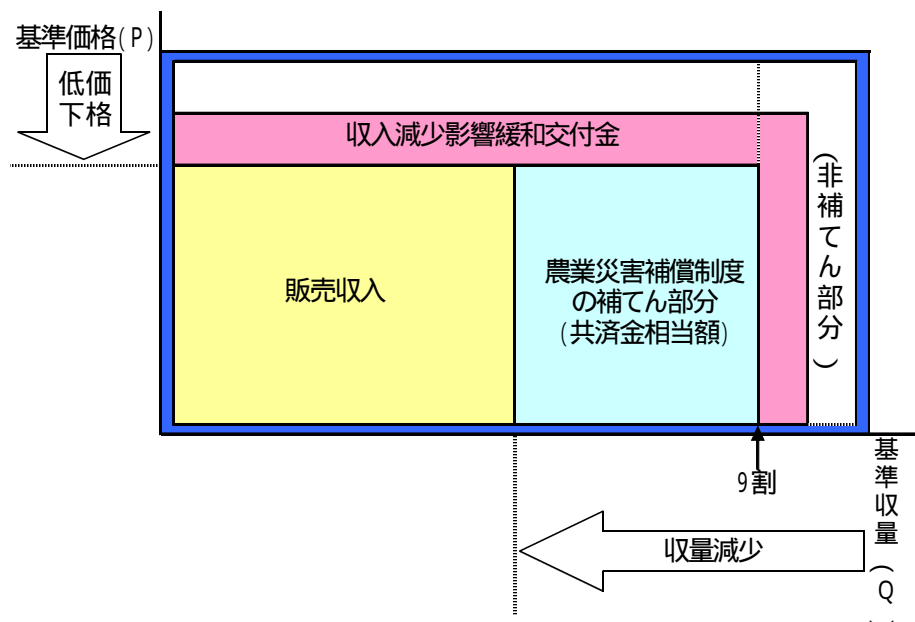
・ 規制改革・民間開放推進会議の答申については、昨年12月25日に最終答申がなされ、閣議決定されたところ。

・ 農業共済制度に関する具体的な指摘事項としては、情報開示の促進、栽培管理能力等に応じた掛金の設定、引受方式・補償割合等について農家選択の自由度の向上を図るべきとの3点が挙げられている。

・ 農業共済としては、本答申を真摯に受け止め、農業共済制度が組合員からより信頼される生産活動のリスクヘッジの手段となり、また、加入者本位の事業運営が行われることが重要。

農業災害補償制度と収入減少影響緩和交付金の関係

$$\text{ナラシ交付金} = (\text{標準的収入額} - \text{前年度収入額}) \times 0.9 - \text{共済金相当額}$$



○ 農業共済制度に関する具体的な指摘事項

掛金の設定や損害補償金の算出根拠等、加入者の理解が得られるよう徹底した情報開示の促進

「環境や要素を踏まえて個々の農業者ごとに被害実態に応じた掛金率を設定するシステム」について、活用し、そのシステムや防災施設の設置状況等栽培管理技術による掛金の割引の周知徹底

農業者の選択の自由度の向上を図るため「引受方式及び補償割合を農家が選択できる仕組み」について周知徹底を図るとともに、各共済組合が組合員農家のニーズを踏まえて、できるだけ多くの選択肢を共済規程に盛り込むべき

3. 農業共済再保険特別会計の見直し

・昨年6月に公布・施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」いわゆる行革推進法の規定に基づき、積立金の管理の透明性の向上を図った上で、漁船再保険及漁業共済保険特別会計において経理されている漁業共済保険事業の収支改善状況を踏まえつつ、平成20年度末までに、再保険機能に係る事務及び事業の同特別会計との統合を検討しているところ。

・なお、これまで国の各特別会計ごとに制定されていた特別会計法を統合した「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)が制定され、平成19年度より適用されたため、農業共済再保険特別会計法(昭和19年法律第11号)は廃止されたが、農業共済再保険特別会計の経理処理の仕組みに変更はない。

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律
(平成18年6月2日法律第47号)(抄)

(農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計に係る見直し)

第二十六条 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、積立金の管理の透明性の向上を図った上でこれらの特別会計を統合した特別会計において経理することを含め、その在り方を平成二十年度末までに検討するものとする。